

2016/3/3

SOFTIC 判例ゼミ 2015 (第 8 回)

## Google Books 判決とフェアユース

Authors Guild v. Google, Inc., 954 F. Supp. 2d 282 (S.D.N.Y. 2013)

Authors Guild v. Google, Inc., No. 13-4829 (2d Cir. 2015)

和田尚子、横山菜々

### 第 1 事案の紹介

#### 1. 裁判所

第一審：ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所

控訴審：連邦第二巡回区控訴裁判所

#### 2. 事案の概要

##### (1) 当事者

原告：Jim Bouton (Ball Four の著作権者)

Betty Miles (The Trouble with Thirteen の著作権者)

Joseph Goulden (The Superlawyers: The Small and Powerful World of the Great Washington Law Firms の著作権者)

The Authors Guild, Inc. (全米作家協会。米国における作家の団体)

被告：Google Inc.

##### (2) The Google Books Project とは

以下 2 点のサービスの総称。

###### ① Google Partner Program

出版社やその他著作権者と契約を締結して提供された素材をスキャンし、デジタル化した上で、オンラインで検索可能にするサービス。

###### ② Google Library Project (※訴訟の対象)

スタンフォード等の大学図書館やニューヨーク公立図書館、議会図書館に所蔵される書籍をスキャンし、デジタル化した上で、オンラインで検索可能にするサービス。

Google は、2000 万冊以上の書籍をスキャンした (93%がノンフィクションであり、大半が絶版したもの)。なお、Google は、著作権が存続している書籍のコピーやその展示について、著作権者から許諾を得ておらず、対価も支払っていない。

(3) Google Booksとは

- ・書籍の全文検索ができるサービス。ある特定の単語やフレーズを検索すると、それらを含んだ書籍の箇所が検索結果として表示される。書籍全部がデジタル化されているため、ユーザーは全文検索が可能。
- ・検索された単語が現れる書籍のリストを表示し、そのリンクをクリックすると、当該書籍に関する情報を提供しているページに飛ぶ。当該ページには、書籍の販売先または所蔵先へのリンクが含まれている。
- ・スニペットは、検索ワードに対して関係箇所を最大 3 つ表示する（1 スニペット=1/8 ページ分）。検索条件を変えることで、ユーザーは様々なスニペットの閲覧が可能。

デジタル化されている (=スキャンされている) 書籍	Google Library Project	著作権保護期間外の書籍		全文表示
	Google Partner Program	著作権保護期間内の書籍	絶版	スニペット
			出版中	全文表示or部分プレビュー (出版社が許可した場合のみ)
デジタル化されていない (=スキャンされていない) 書籍				プレビューなし (著者名、出版社、発行年等の表示のみ)

(4) 訴訟の経緯

- 2004年12月 Googleが“Google Library Project”を発表。
- 2005年9月 全米作家協会らが、当該デジタル化行為が著作権を侵害すると主張し、Googleを被告としてクラス・アクションを提起。
- 2011年8月 原告（及び出版協会ら）、被告ともにクラス・アクションを利用した和解に合意したが、裁判所が和解案を却下（クラス・アクションを利用した和解には、裁判所の承認が必要）。
- 2013年7月 原告の一部は再びクラス・アクションとしての判断を求めたが、連邦第二巡回区控訴裁判所がクラス認証を認めた連邦地裁の判断を取り消し、審理を差戻し。Googleの書籍利用がそもそもフェアユースに該当するのかを優先して判断すべきと判断。
- 11月 第一審が原告の訴えを却下。原告控訴。
- 2015年10月 控訴審が原告の訴えを却下。
- 2015年12月 原告上告。

※The Association of American Publishers（全米出版社協会）とは2012年に和解成立。

### 3. 判決（第一審）

（1）争点：Google の行為は、米国著作権法第 107 条が定めるフェアユースに該当するか。

（2）判旨

フェアユースの成否に関する 4 つの判断要素として、米国著作権法第 107 条に掲げられている点について、それぞれ以下のとおり判断した。

#### 【第 1 の要素：利用の目的および性質】

裁判所の判断：フェアユースを強く肯定するものである。

<理由>

- ① Google による著作物の利用は、高度に変容的（Transformative Use）である。Google Books は、書籍をデジタル化し、テキストを包括的な用語索引へと変容させ、読者や研究者が書籍を発見することを手助けしているものである。また、検索のためのスニペット表示は、幅広い書籍の選択を可能にしていることも同様である。
- ② Google Books は、データマイニング、テキストマイニング等の研究手法が可能となるよう書籍のテキストをデータへと変容させ、新たな研究分野を開発するものである。
- ③ Google Books は、書籍を読むためのツールではない。
- ④ Google Books は、著作権ある著作物を直接商品化したわけではない。

#### 【第 2 の要素：著作物の性質】

裁判所の判断：フェアユースを肯定するものである。

<理由>

Google Books における書籍の大半はノンフィクションであり、かつ、出版され一般に入手可能なものである。

#### 【第 3 の要素：著作物全体との関係における利用された部分の量と実質性】

裁判所の判断：フェアユースを僅かに否定するものである。

<理由>

- ① 否定要素：Google は、書籍の全体をスキャンし、書籍の表現をそのまま複製した。
- ② 肯定要素：①のスキャンは、全文検索を可能とするために必要不可欠な作業であること、また検索に対するスニペット表示に制限を設けていること。

#### 【第 4 の要素：潜在的な市場または著作物の価値に対する当該利用の影響】

裁判所の判断：フェアユースを強く肯定するものである。

<理由>

- ① 裁判所は、原告による“Google Books は書籍の市場に悪影響を及ぼし、Google がス

キャンしたものが書籍に取って代わるおそれがある”、“検索用語を工夫すれば書籍全体へのアクセスが可能となる”との主張に対し、以下のようにコメントした。

- a. Google はスキャンしたものを販売していないため、書籍に取って代わるものではない。
- b. Partner の図書館は書籍をダウンロードできるが、図書館はすでにその書籍を所有しており、それを Google に対して提供したに過ぎない。
- c. 多大な労力と時間をかけて書籍全体に相当するスニペットを収集するような行為は現実的ではない。
- d. スニペットに表示されない部分があるため、すでにその書籍を所持していなければ完成された書籍とすることができない。

- ② Google Books は、書籍に関する情報を多くの人々の目に触れるようにすることで、書籍の販売に貢献するものである。
- ③ Google Books は、書籍の注文を容易にするために、書店への便利なリンクを提供している。

### (3) 結論：フェアユースに該当する

以上の4つの要素に加え、著作権法の目的も考慮に入れた場合、Google Books は公衆に対し、重要な便益を提供し社会全般に利益を与えているといえ、書籍のスキャンおよびスニペット表示等の検索サービスの一般への提供については、フェアユースが成立するといえる。

また、スキャンした書籍のコピーを図書館に提供する行為は、図書館が学問と技芸の進歩を推進する行為に従事できるようにするものであり、フェアユースが成立するといえる。

## 4. 判決（控訴審）

### (1) 判旨

【第1の要素：利用の目的および性質】

第1の要素とは（Campbell 判決より）：

「新しい作品が単にオリジナルな創作物に代わるに過ぎないか、あるいは、代わりにそれを超越するような目的や異なった性格を持つ新しい何かを加え、新しい表現、意味またはメッセージをとおして当初の作品を Transform しているどうか」を確かめる。「言い換えれば、新しい作品が Transformative であるかどうか、そしてそれがどの程度なのかを問いかける」こととしている。

「新たな作品が Transformative であるほど、フェアユースの認定を妨げえるような他の判断要素の重要性が減少する」とした。

裁判所の判断：

#### ① <Transformative>

- ・Transformative use は、フェアユース判断を助ける傾向
- ・Transformative use は、公共の知に寄与するという著作権全体の目的に役立つ形で、

何か原著作物に対して新しいものや異なるものを伝え、原著作物の実用性を拡大するようなこと

A) <検索機能>

- ・検索者の興味のある言語を本が含んでいるかどうかを特定することを可能にした
- ・読者は、さまざまな時代の著作物全体において、選択した言語の使用頻度がわかるようになった

※大学図書館書籍アーカイブ HarthiTrust の事件では、ユーザーに対し文章を全く表示せず検索目的は学術目的に限定していた。

B) <スニペット>

- ・スニペットは、本の中に、自らが検索した言語が入っているか、その頻度を示すものである。
- ・スニペットは、検索者が自身の興味がその本の範疇にあるかどうか見極めるのに、必要最低限の検索用語の周囲のテキストを見せる

→Google が、書籍のスキャンをして、これらの画像を検索機能として利用することは transformative 目的を有しており、フェアユースである。

※Transformative についての補足：

- パロディ : 原作を基にした全く違う趣旨のものをつくりだす。  
フェアユースに該当する。

※パロディストが既存のモノを持ち出す主張の核心は、既存の作品の著作者の作品を論評するために、その著者の作品を利用することである。もし逆に、この論評が既存の作品の内容やスタイルに重要なかわりを持たなければ、他人の作品から借りてくることが正しいという主張の重要性が落ちることになる。パロディという主張が正しいことを示すには、オリジナル作品を mimic（真似てばかりにする）することが必要であり、ゆえに既存の（被害者の想像力に基づく）作品を利用する主張をなすのに対して、皮肉は独立して成り立つことができ他人の作品を借りる行為それ自体について正当理由を必要とする。

- Derivative works : 原作をある別のフォーマットに写す（Ex. 翻訳、ミュージカル）  
フェアユースに該当しない。

② <Google の商業的動機>

- ・原告は Google が Google Books から直接の収入は得ていなくとも、商業的な動機を持っていて、かつインターネット検索市場の優越性強化のために書籍検索の優越性を使おうとしていたことを主張している。
- ・フェアユース判断において商業的動機は一判断要素。（<説得力ある transformative

目的、競争的代替物の欠如) フェアユースの一形態として受け入れられているものは、通常、営利目的で商業的に行われている。

- Google の商業的動機が、transformative 目的や競争的な代替物がないことをさしおいて、フェアユースを否定する理由であるとは言えない。

#### 【第 2 の要素：著作物の性質】

裁判所の判断：

- 本件のフェアユースに関する議論においては、第 2 の要素（著作物の性質によって、著作権が認められるか否か）は大きな意味をもたない。  
※フェアユースはフィクションやファンタジー作品よりも事実を広げるような作品（ノンフィクション作品）について必要性が認められる。

#### 【第 3 の要素：著作物全体との関係における利用された部分の量と実質性】

裁判所の判断：

- 少量または重要でない部分のコピーの方が、大量または原著作物の重要な部分を含むコピーよりもフェアユースを認められやすい。

##### ① <検索機能>

- Google は、書籍全体を許可なくスキャンした。
- それ自体を公衆に公開するためではなく、書籍に関する重要な情報やその一部を表示するという検索機能を可能にするためには必要

##### ② <スニペット>

- 利用された部分の量と質よりも、公にアクセスが可能とした部分の質と量が問題となる。
- Google は、スニペットを、実質的に原告著作物と取ってかわるものとならないように、以下の制限をかけて実現した。

(ア) 1 ページに表示できるスニペットは 3 つまで

(イ) 数行表示されるだけで検索者の用が済んでしまうような著作物（レシピ、辞書等）は、スニペットの対象外となっている。

(ウ) 全文スキャンのうち、検索者が読めるのは、最大で全体の 78%が限度

#### 【第 4 の要素：潜在的な市場または著作物の価値に対する当該利用の影響】

裁判所の判断：

- Google が、原告の作品を検索とスニペット機能と共に公衆に提供するために、完全なデジタルコピーを作成することは、フェアユースであり、原告の著作権を侵害しない。
- スニペット機能によって、書籍を購入する必要がなくなるような場合など、売り上げが下がることも考える。EX.歴史的事実の確認など

どんなに細かい断片をかき集めても書籍の 16%程度にしかならない。

- ・著作権法は表現の保護が対象であり、事実の保護が対象ではない。

#### 【検索とスニペット表示における Derivative Rights について】

原告の主張：

- ・Google の検索とスニペット表示アプリについて Derivative Rights を有しており、Google はそれらの排他的市場を強奪した。

裁判所の判断：

- ・これまでの議論のとおり、Google は著作権の侵害をしていない。
- ・著作権は、Google のプログラムが公に提供したような情報を供給するという排他的権利を含まない。（実際、原告著作権はデジタルコピーのクエリーを通して Google が提供したような情報を提供する排他的な Derivative Right を有しない）

#### 【Google Books のハッキングリスクについて】

原告の主張：

- ・Google のストレージがハッキングされて、スキャンされた書籍が漏洩し、広く利用できるようになり、書籍の価値が下がる。

裁判所の判断：

- ・原告の主張は論理的にも思えるが、証拠によらない（Google の対策や技術的な高さを破れない）Google は、公共のインターネット回線からは遮断されたコンピュータにスキャンされた書籍を保管していて、かつ、秘密情報として厳重なセキュリティ対策を講じている。

#### 【参加図書館へのデジタルコピーの配布について】

原告の主張：

- ・図書館が Google から配布されたデジタルコピーを侵害する形で取り扱うリスクや、図書館のセキュリティが脆弱だとハッキングされてデジタルコピーが漏洩するリスクがある。

裁判所の判断：

- ・もし、図書館自身がフェアユースの電子検索を可能にする目的でデジタルコピーを作成したとしても、それは侵害ではない。図書館と Google の契約によって、Google が専門知識とリソースを用いて図書館の利益のためにデジタルコピーを作ることまた侵害ではない。
- ・図書館が侵害する形でデジタルコピーを取り扱うことや、図書館がハッキングされることは、まったく予測可能性の話にすぎない。

#### (3) 結論：第1審の判決を維持する。

- ① Google の著作権で保護された著作物を許可なくスキャンする行為は、検索機能およびスニペットの表示機能を構築するためのものであり、非侵害のフェアユースに該当する。コピーの目的は、高度に変容的であり、公衆に公開されるテキストには制限があり、その公開

は原著作物の保護された側面にとって代わるような実質的な市場を提供するものでない。Google の商業的性質と利益に係る動機については、フェアユースを確実に否定するものではない。

- ② Google の図書館に対する本の提供のためのスキャンは、図書館が著作権法に沿った方法でコピーを利用すること理解したうえで行われ、侵害ではない。Google が侵害に寄与する者であることもない。



## 第2 判例動向 —“Transformative”の判断を中心に—

### 1. Campbell 判決<sup>1</sup>

#### (1) 事案の概要

ラップグループ（被告）が、原告が著作権を有する映画楽曲「Oh, Pretty Woman」をベースとして、パロディ音楽を作曲、発表した事件。

#### (2) 判旨：フェアユースを肯定

＜Transformative Use について＞

第1の要素の検討は、新しい作品が単にオリジナルな創作物に代わるに過ぎないか、あるいは、代わりにそれを超越するような目的や異なった性格を持つ新しい何かを加え、新しい表現、意味またはメッセージをとおして当初の作品を Transform しているどうかを確かめることにある。別の言葉で言えば、新しい作品が Transformative であるか否か、そしてそれがどの程度であるかを問うことであり、新たな作品が Transformative であればあるほど、フェアユースの認定を妨げ得るような他の判断要素の重要性は減少する。

＜パロディにおける Transformative の判断＞

パロディの目的は、その著作者の作品を論評するような新しい作品を生み出すことであり、著作物の目的と大きく異なる Transformative なものである。

#### (3) 補足

・本判決より10年ほど前の Sony 判決<sup>2</sup>や Harper 判決<sup>3</sup>では、第4の要素が重要であるという市場中心主義的な推定がなされていたが、本判決では、そのような市場中心主義的な考えを否定し、4つの要素全てを考慮しなければならないと強調し、さらに、特別な考慮は第1の要素において Transformative な利用であるかどうかという点にあると示唆した。

・本判決は、フェアユースの判断に Transformative の評価を用いた初めての判決である。本判決の Transformative の評価に関する法理は、Pierre Leval 判事が1990年に執筆した Harvard Law Review 掲載の論文から引き出されたものだと言われている。

・本判決以降、フェアユースについて連邦最高裁判所で判断されたことはなく、仮に、Google Books 判決が連邦最高裁判所で扱われることになれば、約20年ぶりに連邦最高裁判所がフェアユースについて判断することとなる。

---

<sup>1</sup> Campbell v. Acuff-rose music Inc., 510 U.S. 569 (1994).

<sup>2</sup> Sony Corp. of Am. v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417 (1984).

<sup>3</sup> Harper & Row, Publishers, INC. v. Nation Enters., 471 U.S. 539 (1985).

## 2. Bill Graham Archives 判決<sup>4</sup>

### (1) 事案の概要

出版社（被告）が、ロックバンドの伝記に、原告が著作権を有するがコンサートポスターとチケットの画像7点を掲載した事件（画像の大きさは最大 7.6×11cm）。なお、原告と被告は、当該画像についてライセンス交渉を行っていたが、条件面で合意に至らなかった。

### (2) 判旨：フェアユースを肯定

＜コンサートポスター等の掲載における Transformative の判断＞

コンサートポスターとチケットの目的は芸術表現と宣伝である。一方、伝記におけるそれらの画像の掲載は、伝記的な文章の理解を補強するものであり、Transformative な利用である。

＜第4の要素について＞

Transformative な利用は、潜在的市場に対して影響をもたらさない。

## 3. Perfect 10 判決<sup>5</sup>

### (1) 事案の概要

アダルト雑誌の出版社（原告）が配信している画像が、Amazon（被告）のサイトからリンクされている Google の Image Search にて不正に利用されたとして、原告が提訴した事件。

### (2) 判旨：フェアユースを肯定

＜Transformative Use について＞

利用が異なった目的であり、特に著作権法の目的を促進し公共の利益に資する限り、当該利用が現作品を改変し、または新たな創作的表現を不可する必要はない。

＜検索エンジンにおける Transformative の判断＞

検索エンジンは、原作品を新たな作品、すなわち電子的な検索ツールに取り込むことによって、明確な社会的便益を提供するものであり、非常に Transformative である。また、原告の画像は芸術および娯楽の目的で創作されたのに対し、Google は情報検索としてそれらの画像を電子的な検索ツールに取り込んでいるだけである。

---

<sup>4</sup> Bill Graham Archives v. Dorling Kindersley Ltd. 448 F 3d 605 (2d Cir, 2006).

<sup>5</sup> Perfect 10, Inc., v. Amazon Inc. 508 F 3d 1146 (9th Cir. 2007).

## 4. Vanderhye 判決<sup>6</sup>

### (1) 事案の概要

高校生（原告）が、iParadigms（被告）が運営している「Turnitin 盗作探知サービス」（盗作を探知するために、生徒のレポートと、データベースに保存されている出版された記事や論説、過去の生徒のレポートを比較するサービス。生徒の新しいレポートはデータベースに保存される。）が、著作権を侵害しているとして提訴した事件。

### (2) 判旨：フェアユースを肯定

<Transformative Use について>

原著物に変更を加えたり、実際に追加をしたりしなくとも、ある利用が機能又は目的の点か Transformative であり得るという前提を指示するものとして、Perfect 10 判決を引用。

<本サービスにおける Transformative の判断>

当該サービスは盗作の防止という、生徒がレポートを創作した目的とは異なるものであり、Transformative である。

<第3の要素について>

利用される著作物の量は、当該利用の性質に照らして評価されなければならない、Transformative な利用のために作品全体を複製することが合理的に必要な場合、第3の要素はフェアユースに否定的に評価されない。

## 5. HathiTrust 判決<sup>7</sup>

### (1) 事案の概要

HathiTrust が運営している、図書館の蔵書をスキャンしデジタル化してアーカイブするサービスが著作権を侵害しているとして、米国作家協会（Authors Guild）が HathiTrust やそれに参画している大学図書館 5 館を提訴した事件。

### (2) 判旨：フェアユースを肯定

<本サービスにおけるフェアユースの判断>

書籍をデータ化することで後世にわたって書籍を保存するという目的の正当性や災害による消失のリスクを軽減するために合理的であることを考えると、著作権法によって認められる著作者保護の目的に照らしても過剰または不合理な行為と認める理由はまったくない。

---

<sup>6</sup> A. V. ex rel. Vanderhye v. iParadigms, LCC 562 F 3d 630 (4th Cir. 2009).

<sup>7</sup> Authors Guild, Inc. v. HathiTrust, 755 F 3d 87 (2d Cir, 2014).

(3) 補足

Google Books 判決が注目されている 1 つの理由として、Google Books のサービスは本サービスと比べて①スニペット表示を行っている点や②サービス運営者が営利企業であるという点で異なっているということも挙げられる。

### 第3 ディスカッションポイント

#### 1. 本判決についての考察

- ① Transformative とは何か。
  - 原著物に変更を加える必要はないのか？
  - 少しでも目的が異なれば Transformative と言えるのか？
  - Transformative 目的であれば、許諾を得ることなく全文スキャンしてもいいのか？
- ② Google Books の行った行為は、本当に Transformative だったのか。

#### 2. 日本に対する影響

- ① 日本で Google Books 事業を行うにはどのような規定や基準が必要か。
  - (例) 複製物の利用目的が、複製物そのもので利益を得るサービスではないこと？
  - インターネット検索事業者に限ること？
  - スニペットが3つしか表示されないこと？
  - ユーザーがどんなに検索しても書籍全体が表示されない仕組み？
  - 著作者に利益が還元される仕組み？
  - そのような規定や基準は本当に作れるのか。
- ② 歌詞や画像（漫画、写真集など）、曲、プログラムで同様のサービスを行うにはどうすればよいのか。
  - 書籍と同様の規定や基準では適用できず、それぞれ個別の基準がなければ新サービスを提供することができない。
  - フェアユースを導入するしかないのか？
- ③ 日本にフェアユースを導入するとどうなるのか。
  - 日本にフェアユースが導入された場合、みなさんの会社においてどのような影響がありますか？
  - フェアユースの導入によって、ビジネスの自由度は高まり、技術的な進歩も期待できるように思われる。一方、技術的側面や法的側面からのリスクヘッジをとらなければいけない（何をどこまですればよいかは不明）。

#### 3. 補足

- ・本判決は、Pro Copyright（著作権保護支持者）である Denny Chin 判事が、第一審にてフェアユースを認めたことが話題となった。

- ・アメリカは、著作権を強く保護してしまうと、ヨーロッパに著作権を取られてしまうという歴史的背景があり、フェアユースの考え方はその歴史的背景の名残かもしれない。
- ・“世の中に広まることにより、より多くの人々が勝手に利用することになったとしても、その利用の対価をもらえれば問題ない”というアメリカの感覚と、“権利者の許諾を得ずに勝手に利用するのは許されない”という日本人の感覚の違いが、フェアユースに関する考え方の関連している可能性もあるのでは。
- ・上記のような日米の違いを考えると、日本で米国著作権法第 107 条のような条項を規定したからといって、ただちに日本の裁判所が、大学図書館に所蔵されている図書を無断で全文スキャンしても OK という判断をするというような単純な話ではないのでは。
- ・原告は、連邦最高裁判所に上告した際の主張に記載のとおり、「著作物の利用にかかる対価が著作者に還元されるようにしてほしい」という主張をしているのであって、単に「著作物を使うな」という差し止めをしているわけではないようにみえる。対価が還元される仕組みをどう考えるかがポイントかもしれない。

#### 第 4 判例ゼミを終えて（所感）

- ・海外の著作権法判例を勉強する度に、法律の裏側にある文化的な違いを強く意識させられる。  
I T の発達によって、様々な著作物が世界中どこでも使用／利用できるようになっている状況を鑑み、I T 先進国の動向を注視してグローバルに対応できるような著作権法制度を考えなくてはならないように思った。ビジネスの多様性を受け入れることができ、且つ権利者の利益を保護することのできるような柔軟な法制度を今後も考えていきたいと思う。
- ・来年度、連邦最高裁判所において、I T の発達した状況におけるフェアユースの在り方が示されることを期待して、本発表に満足せず、本訴訟の最後まで調査したいと思う。

以上

(参考資料)

### **米国著作権法第 106 条・107 条 参考訳**

※公益社団法人著作権情報センターHP より。( <http://www.cric.or.jp/db/world/america.html> )

#### **第 106 条 著作権のある著作物に対する排他的権利**

第 107 条ないし第 122 条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること。
- (4) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。
- (5) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに絵画、図形または彫刻の著作物(映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む)の場合、著作権のある著作物を公に展示すること。
- (6) 録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演すること。

#### **第 107 条 排他的権利の制限：フェア・ユース**

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。